

島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 県の交付する介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金(以下、「補助金」という。)については、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号。)及び島根県補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この要綱に定めるものとする。

(補助金交付の目的)

第2条 この補助金は、介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、また施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金は、地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に関する法律第4条第1項に規定する県計画(以下「県計画」という。)に基づくもので、「医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金の運営について」(平成26年9月12日医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省老健局長・厚生労働省保険局長通知)の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づく次のものを補助の対象とする。

(1) 施設開設準備経費等支援事業

民間事業者若しくは市町村が設置する特別養護老人ホーム等の施設の開設時(改築による再開設時を含む。)や既存施設の増床、また、介護療養型医療施設等から介護医療院や介護老人保健施設等への転換(改修等を伴わずに転換する場合を含む。)、さらに、訪問看護ステーションの大規模化(緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等)やサテライト事業所の設置の際に必要な初度経費(最大開設前6ヶ月の期間内での設備整備、職員訓練期間中の雇上げ、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費(以下「開設準備に要する経費」という。))又は民間事業者が行う開設準備に要する経費に対して市町村が補助する事業

(2) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

民間事業者が特別養護老人ホーム等の用地(本体施設(特別養護老人ホーム等)を整備する際に、合築・併設施設(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等)を整備する場合においては、当該敷地を含む)確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払った一時金(賃料の前払いとして授受されたものに限る。以下「一時金」という。)又は民間事業

者の一時金に対して市町村が補助する事業

2 前項第2号に掲げる定期借地権設定のための一時金の支援事業については、地域の実情に合わせて、普通借地権設定でも対象となりうるものとする。この場合、当該用地に整備される施設等の経営が安定的・継続的に行われるよう、当該施設等運営法人が次に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- (1) 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること
- (2) 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること
- (3) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること

3 次に掲げる場合は、第1項第1号に掲げる施設開設準備経費助成等支援事業の対象としない。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)に定める地方公務員の給与に充てる場合
- (2) 他の国庫負担(補助)制度により現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業である場合

4 次に掲げる場合は、第1項第2号に掲げる定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象としない。

- (1) 保証金として授受される一時金である場合
- (2) 定期借地権の設定期間が50年未満の契約に基づき授受される一時金である場合
- (3) 定期借地権契約の当事者が利益相反関係と見なされる場合
- (4) 他の国庫負担(補助)制度により現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業である場合

(補助金交付の対象)

第4条 この補助金の交付対象は民間事業者が実施する事業、市町村が実施する事業、民間事業者が実施する事業に対し、市町村が補助する事業を交付対象とする。

(補助額の算定方法)

第5条 補助金の対象となる経費は、次項から第4項に定めるとおりとする。

2 第3条第1項第1号に掲げる施設開設準備経費等支援事業の補助額の算定にあたっては、別表1の第1欄に定める区分ごとに、第3欄に定める補助基礎単価に第4欄に定める単位の数を乗じて得た額と第5欄に定める対象経費の実支出額に3/4を乗じて得た額と比較して少ない方の額を補助額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 第3条第1項第2号に掲げる定期借地権設定のための一時金の支援事業の補助額の算定にあたっては、別表2の第1欄に定める区分ごとに、第3欄に定める補助基準により算定した額と第4

欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 4 離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島に所在する場合は、第2項又は前項により算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算することができるものとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 市町村及び民間事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 申請額算出内訳書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 歳入歳出予算書又は収支見込書（様式第4号）

（申請の取下げ期限）

第7条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条第1項の規定により、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して7日以内に申請の取下げをすることができる。

（交付の条件）

第8条 補助金の交付の決定には、次に掲げる(1)から(3)の区分に従い、各区分に定める条件を付すものとする。

- (1) 県が、民間事業者が実施する介護施設等施設開設準備経費等支援事業（以下「県補助対象事業」という。）に対して補助金を交付する場合には、県補助対象事業を実施する者（以下「県補助対象事業者」という。）に対して、次の条件を付すものとする。

ア 県補助対象事業を行うために締結する契約については、原則として一般競争入札によるものとする。

イ 県補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

ウ 県補助対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

エ 県補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

オ 県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで知事の承認を受けないで、この県補助

対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

カ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

キ 県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、県補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 県補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第5号)により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、県補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事に報告があった場合は、当該仕入控除額の全部又は一部を県に納付させることがある。

ケ 県補助対象事業者は、県補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を県補助対象事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

コ 県補助対象事業者が県補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

サ 県補助対象事業は、定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合に土地所有者が一時金のうちの未充当期間相当額を借地権者である県補助対象事業者に返還する旨、定期借地権契約書に定めなければならない。なお、土地所有者より返還があった場合には、知事へ報告しなければならない。また、知事に報告があった場合は、返還額の全部又は一部を県に納付させることがある。

シ 県補助対象事業者がアからサにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(2) 県が、市町村が実施する介護施設等施設開設準備経費等支援事業(以下「市町村実施事業」という。)に対して補助金を交付する場合には、市町村に対して、次の条件を付すものとする。

ア 市町村実施事業を行うために締結する契約については、原則として一般競争入札によるものとする。

イ 市町村実施事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受け

なければならない。

ウ 市町村実施事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

エ 市町村実施事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

オ 市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで知事の承認を受けず、この市町村実施事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

カ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

キ 市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町村実施事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 市町村実施事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除額報告書(様式第5号)により速やかに知事に報告しなければならない。

ケ 市町村実施事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、市町村実施事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を市町村実施事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

コ 市町村実施事業は、定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合に土地所有者が一時金のうちの未充当期間相当額を借地権者である市町村長に返還する旨、定期借地権契約書に定めなければならない。なお、土地所有者より返還があった場合には、知事へ報告しなければならない。また、知事に報告があった場合は、返還額の全部又は一部を県に納付させることがある。

サ 市町村がアからコにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(3) 県が、市町村が民間事業者の実施する介護施設等施設開設準備経費等支援事業(以下「市町村補助対象事業」という。)に対して補助する事業(以下「市町村補助事業」という。)に補助金を交付する場合には、市町村に対して、次の条件を付すものとする。

ア 市町村補助事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。

イ 市町村補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

い。

ウ 市町村補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 市町村補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、市町村補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を市町村補助事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

オ 市町村が、市町村補助対象事業に対して都道府県からの補助金を財源の全部若しくは一部として補助金を交付する場合には、市町村は市町村補助対象事業を実施する者(以下「市町村補助対象事業者」という。)に対し次の条件を付さなければならない。

(ア) 市町村補助対象事業を行うために締結する契約については、原則として一般競争入札によるものとする。

(イ) 市町村補助対象事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

(ウ) 市町村補助対象事業を中止し、又は廃止(一部の中止、又は廃止を含む。)する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

(エ) 市町村補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は市町村補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。

(オ) 市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(カ) 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(キ) 市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町村補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(ク) 市町村補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(ケ) 市町村補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、市町村補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支

社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(コ) 市町村補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を市町村補助対象事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(サ) 市町村補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(シ) 市町村補助対象事業は、定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合に土地所有者が一時金のうちの未充当期間相当額を借地権者である市町村補助対象事業者に戻す旨、定期借地権契約書に定めなければならない。

なお、土地所有者より返還があった場合には、市町村長へ報告しなければならない。また、市町村長に報告があった場合は、返還額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(ス) 市町村補助対象事業者が(ア)から(シ)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

カ オより付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

キ オの(カ)、(ケ)及び(シ)の条件により、市町村補助対象事業者から財産処分による収入、定期借地権契約の解約による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

ク 市町村補助対象事業者がオにより付した条件に違反し、オの(ス)により市町村へ納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

ケ 市町村は、市町村補助対象事業者が行う市町村補助対象事業に係る補助金の交付申請及び交付決定の事務に係る手続き等の交付要綱を定め、実施するものとする。

(変更申請手続等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条第1号のイ、ウ、第2号のイ、ウ又は第3号のア、イの規定により知事の承認を得ようとする場合は、あらかじめ介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金変更(廃止又は中止)承認申請書(様式第6

号)を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者が、前条第1号のオ又は第2号のオの規定により知事の承認を得ようとする場合は、あらかじめ介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金財産処分等承認申請書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(指示申請)

第10条 補助事業者が、第8条第1号のエ、第2号のエ又は第3号のウの規定により知事の指示を求める場合は、介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金指示申請書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 知事は必要があると認めるときは、補助事業者に補助金の全部又は一部を概算払いすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、請求書(様式第13号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日)から1カ月を経過した日と当該年度の末日とのいずれか早い日までに、介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1)精算額算出内訳書(様式第10号)
- (2)事業実績報告書(様式第11号)
- (3)歳入歳出決算書又は収支決算書(様式第12号)

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月7日から施行し、平成27年度事業より適用する。

附 則

この要綱は、平成30年8月31日から施行し、平成30年度事業より適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月27日から施行し、平成31年度事業より適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月7日から施行し、令和2年度事業より適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (施設開設準備経費助成等支援事業の補助基準)

1 区分	2 対象施設	3 補助基礎単価	4 単位	5 対象経費	
県補助事業	介護施設等の開設時、増床時及び再開設時(改築時)に必要な経費 (介護ロボット・ICTの導入に必要な経費を含む)			特別養護老人ホーム等の円滑な開設や介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料	
	ア 定員 30 人以上の次の施設		定員数		
	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・養護老人ホーム 	839 千円 ただし、既存施設(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に限る)を利用する場合は 219 千円とする(※)			
	訪問看護ステーション (大規模化やサテライト型事業所の設置)		4,200 千円		施設数
	イ 定員 29 人以下の次の施設		839 千円 ただし、既存施設(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に限る)を利用する場合は 219 千円とする(※)		定員数
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 					
ウ 介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費(介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換整備に必要な経費を含む) <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・サービス付き高齢者向け住宅 		219 千円	定員数 (転換前床数)		

(※) 補助基礎単価 219 千円の適用については既存施設の定員数を上限とし、定員数を超える整備床数については 839 千円を適用する。

別表 1のつづき

1 区分	2 対象施設	3 補助基礎単価	4 単位	5 対象経費
市町村 補助事業	介護施設等の開設時、増床時及び再開設時(改築時)に必要な経費 (介護ロボット・ICTの導入に必要な経費を含む)			特別養護老人ホーム等の円滑な開設に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料について補助を行うに必要な経費
	ア 定員 29 人以下の次の施設			
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 	839 千円 ただし、既存施設(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に限る)を利用する場合は 219 千円とする(※)	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては宿泊定員数とする。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 	14,000 千円	施設数	
	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模な養護老人ホーム 	420 千円	定員数	
<ul style="list-style-type: none"> ・施設内保育施設 	4,200 千円	施設数		

(※) 補助基礎単価 219 千円の適用については既存施設の定員数を上限とし、定員数を超える整備床数については 839 千円を適用する。

別表 2 (定期借地権利用による整備促進特別事業の補助基準)

1区分	2 対 象 施 設	3 補助基準	4 対 象 経 費	5 補助率
<p>県 補 助 事 業</p>	<p>ア 定員 30 人以上の次の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・養護老人ホーム 	<p>当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等、知事が定める合理的な方法による額)の2分の1</p>	<p>定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの(当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの)。</p>	<p>1/2</p>
	<p>イ 定員29人以下の次の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定をうけるもの) 			
<p>市 町 村 補 助 事 業</p>	<p>ア 定員 29 人以下の次の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 		<p>定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの(当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの)について補助を行うために必要な経費</p>	